

13 両立支援等助成金

(6) 不妊治療両立支援コース

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第6号及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第81号）による改正後の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第116条第10項の規定に基づく不妊治療両立支援コースの支給については、雇用関係助成金支給要領第1共通要領（以下「共通要領」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

0100 趣旨	0500 支給決定
0101 趣旨	0501 支給決定等の通知
0102 助成金の種類	
0103 適用単位	0600 返還
	0601 返還
0200 定義	0700 附則
0201 中小企業事業主	0701 施行期日
0202 不妊治療	0702 経過措置
0203 不妊治療休暇制度	
0204 不妊治療と仕事との両立支援制度	
0205 制度の利用対象者	
0206 不妊治療両立支援プラン	
0207 両立支援担当者	
0208 原職等	
0209 所定外労働制限制度	
0210 時差出勤制度	
0211 短時間勤務制度	
0212 フレックスタイム制	
0213 テレワーク	
0300 支給要件・支給額	
0301 支給対象事業主	
0302 長期休暇の加算	
0303 不支給要件	
0304 支給額	
0400 支給申請	
0401 支給申請書の提出	
0402 申請書類	
0403 支給申請書の受付	

0100 趣旨

0101 趣旨

不妊治療と仕事との両立に資する職場環境の整備に取り組むとともに、不妊治療両立支援プランの策定及び同プランに基づく措置を実施し、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度を利用させた中小企業事業主に対して助成金を支給することにより、職業生活と家庭生活との両立支援に関する取組を促し、もって労働者の雇用の安定に資することを目的とする。

0102 助成金の種類

助成金は、本支給要領に定める次の場合に支給する。

- イ 環境整備、休暇の取得等：労働者が不妊治療両立支援プランに基づき、0203に定める不妊治療休暇制度又は0204に定める不妊治療と仕事との両立支援制度を利用した場合
- ロ 長期休暇の加算：イの支給を受けた事業主であって、労働者が不妊治療休暇制度を連続して取得し、職場復帰して継続勤務した場合

0103 適用単位

助成金は、事業主単位で支給するものであり、事業所単位で支給するものではない。

法人又は個人が複数の事業、事業所を営んでいる場合であっても、当該法人又は当該個人を一事業主とする。

共通要領「0302 生産性要件」についても、事業主単位で判断する。

0200 定義

0201 中小企業事業主

共通要領0502に定める中小企業事業主の判定は、支給申請日の属する月の初日における資本金等の額又は企業全体で常時雇用する労働者の数により行う。

0202 不妊治療

妊娠を希望しても一定期間妊娠をしない男女労働者が妊娠を希望して行う医学的治療をいう。

不妊治療のための検査及び不妊の原因となる疾患に係る治療を含むものとする。

0203 不妊治療休暇制度

不妊治療のために利用可能な休暇制度（不妊治療を含む多様な目的で利用することができる休暇制度及び利用目的を限定しない休暇制度を含む。労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定による年次有給休暇は除く。）

0204 不妊治療と仕事との両立支援制度

不妊治療と仕事との両立を支援する制度（以下「両立支援制度」という。）であり、労働者が就業しつつ不妊治療を行うことを容易にするために事業主が講じた0209から0213に係る制度をいう。

0205 制度の利用対象者

不妊治療休暇制度・両立支援制度を利用できる労働者は、性別や雇用形態を問わず、不妊治療を受ける労働者を対象とし、雇用保険被保険者以外も対象に含めるものとする。

なお、助成金の支給対象労働者は、雇用保険被保険者である必要があるものとする。

0206 不妊治療両立支援プラン

0203に定める不妊治療休暇制度及び0204に定める両立支援制度の利用を円滑にするための措置を定めた計画（以下「プラン」という。）をいう。

0207 両立支援担当者

不妊治療と仕事との両立支援を図るため選任された、次のイ及びロの業務を実施する担当者をいう。

イ 不妊治療を受ける労働者からの相談への対応

ロ 不妊治療を受ける労働者のプランの策定

0208 原職等

0203に定める不妊治療休暇制度を利用する対象労働者が休暇前に就いていた職務をいう。本助成金においては、次に掲げる原職又は原職相当職をいう。

なお、不妊治療休暇後の勤務形態として、テレワークも対象となるが、個別の労働者との取り

決めではなく、当該事業所のテレワーク規定を整備し、業務日報等により勤務実態（勤務日、始業終業時刻、業務内容）が確認できる場合に限り、また、本人の希望によるものであることが確認できる場合に限ること。

イ 原職とは、不妊治療休暇取得者が休暇前に就いていた部署と同一の部署（当該不妊治療休暇取得者の所属する組織の最小単位の所属先をいい、例えば不妊治療休暇取得者の所属先が□□部△△課○○係の場合は、○○係。以下同じ。）及び職務をいう。

ロ 原職相当職とは、次のいずれにも該当するものをいう。

(イ) 不妊治療休暇前と休暇後の職務について、少なくとも厚生労働省編職業分類の中分類が異なっていないこと。

ただし、不妊治療休暇中に事業所又は所属部署の組織改編や閉鎖等により休暇前と中分類が異ならない職務がなくなった場合、休暇前と休暇後の職務が相当程度関連性が高いものであり、職務の変更について客観的合理性が認められる場合はこの限りではない。

(ロ) 不妊治療休暇前、休暇後ともに同一事業所に勤務していること。

ただし、以下の場合を除く。

① 不妊治療との両立に資する事業所に復帰する等同一事業所に勤務しないときであっても、休暇取得者本人の選択によるものである場合

② 同一事業所に勤務しないことについて、自宅と職場の距離、通勤時間、勤務体制、時間外労働の実情等に照らし、客観的合理性が認められ、かつ勤務内容、処遇等が休暇前と変わらない場合

ハ 不妊治療休暇後の職制上の地位が休暇前より下回っていないこと。

なお、休暇前は職制上の地位に係る手当（例えば、主任手当、管理職手当等職制に係る手当をいう。）が支給されていたが、休暇後は当該手当が支給されていない場合は、職制上の地位が同等とはいえないこと。

ニ 正規雇用労働者であった労働者が不妊治療休暇後、有期雇用労働者等として新たに雇用契約を締結している場合や、給与形態が変更されている場合は、不妊治療休暇取得者本人の希望によるものであっても原職等に復帰したとはいえないこと。

有期雇用労働者が職場復帰に当たって雇用契約の更新をする場合は、新たに雇用契約を締結していても対象となること。

0209 所定外労働制限制度

所定労働時間を超えて労働させない制度であって、不妊治療を受ける労働者も利用可能であるものをいう。

0210 時差出勤制度

1日の所定労働時間を変更することなく始業及び終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度であって、不妊治療を受ける労働者も利用可能であるものをいう。

0211 短時間勤務制度

1日の所定労働時間を短縮する制度であって、不妊治療を受ける労働者も利用可能であるも

のをいう。

0212 フレックスタイム制

一定の期間についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業・終業時刻を自ら決め利用できる制度であって、不妊治療を受ける労働者も利用可能であるものをいう。

0213 テレワーク

事業主の指示の下、労働者が、自宅等において情報通信技術（I C T）等を活用して業務を実施することができる制度であって、不妊治療を受ける労働者も利用可能であるものをいう。

0301 支給対象事業主

次のいずれにも該当する中小企業事業主に支給する。

- イ 共通要領 0202 に定める中小企業事業主であること。
- ロ 労働者が0203に定める不妊治療休暇制度又は0204に定める両立支援制度（以下「不妊治療休暇・両立支援制度」という。）を利用しやすい職場風土の取組として、企業トップが制度の利用促進についての方針を労働者に周知していること。
- ハ 不妊治療休暇・両立支援制度について、労働協約又は就業規則に規定していること。また、制度利用に係る手続や賃金の取扱い等について、労働協約又は就業規則に規定し、不妊治療を受ける対象労働者（以下「対象労働者」という。）の制度利用においても、その規定する範囲内で運用していること。また、不妊治療休暇・両立支援制度について、労働者に周知していること。

なお、労働協約又は就業規則の規定整備については、対象労働者による不妊治療休暇・両立支援制度の利用開始日の前日までに実施するものであること。

また、労働協約又は就業規則に規定する制度の周知については、全労働者を対象に実施するものであること。周知は原則として対象労働者の不妊治療休暇・両立支援制度の利用開始日の前日までに実施するものであるが、不妊治療休暇・両立支援制度の利用開始と同時並行で実施することも可とするものであること。

ただし、周知が不妊治療休暇・両立支援制度の利用終了後に実施された場合は支給対象外であること。

- ニ 不妊治療と仕事との両立に関して、その雇用する労働者の希望又は課題の把握を行うため、対象労働者による不妊治療休暇・両立支援制度の利用開始日の前日までに、社内ニーズの調査を実施していること。
- ホ 0206に定める両立支援担当者について、対象労働者が不妊治療休暇・両立支援制度の利用開始日の前日までに選任し、相談に対応していること。
- ヘ 対象労働者について、(イ) 及び (ロ) によりプランを策定していること。

(イ) 不妊治療休暇・両立支援制度を利用する対象労働者が不妊治療を受けていることについて両立支援担当者が把握した後、対象労働者による当該制度の利用開始日の前日までに、対象労働者と少なくとも1回以上プラン策定のための面談（初回面談又はプラン策定面談）を実施した上で結果について記録し、対象労働者のためのプラン「不妊治療と仕事との両立支援面談シート兼不妊治療両立支援プラン」（【不】様式第2号）を策定し、支給申請に係る不妊治療休暇・両立支援制度及びその利用期間が確認できるようにすること。

なお、同プランは原則として対象労働者の不妊治療休暇・両立支援制度の利用開始日の前日までに策定するものであるが、制度利用期間中に策定することも可とするものであること。

ただし、その場合においても、「同プランの策定」又は「初回面談又はプラン策定面談」は不妊治療休暇・両立支援制度利用終了日の前日までに策定又は実施していなければならないものとする。

また、制度利用開始後、当初予定していなかった別の不妊治療休暇・両立支援制度を利用することとなった場合は、「不妊治療と仕事との両立支援 面談シート兼不妊治療両立支援

プラン」(【不】様式第2号)を修正し、支給申請に係る不妊治療休暇・両立支援制度及びその利用期間が確認できるようにすること。

(ロ) プランには、対象労働者の円滑な制度利用のための措置として、制度利用期間中の業務分担の見直し等の検討に関する取組が定められていること。

ト 対象労働者について、プランに基づき、不妊治療休暇・両立支援制度のうちいずれかの制度又は各制度を組み合わせて、一の年度(各年の4月1日から翌年の3月31日まで)内に合計して5日以上利用させたこと。その際、時間単位の利用も可能であるが、5日間に分けて利用する必要があること。

なお、対象労働者について、不妊治療休暇・両立支援制度の利用開始日から申請日において雇用保険被保険者として継続雇用していること。

また、次の(イ)から(ハ)については、以下に掲げる要件を満たす利用実績があること。さらに、対象労働者について、変形労働時間制、フレックスタイム制、事業場外労働制、裁量労働制や高度プロフェッショナル制が適用されている者及び労働基準法第41条に規定する者は、0203及び0213の制度については対象となるものであること。また、0203及び0213の制度を除き、出勤簿の押印のみで出退勤管理をしている場合など、出退勤時間がタイムカードや出退勤記録簿等書面で確認できない場合は支給対象とならないこと。

(イ) 不妊治療休暇制度

不妊治療に特化した休暇制度のみならず、不妊治療を含む多様な目的で利用できる休暇制度及び利用目的を限定しない休暇制度を含む。

労働基準法第39条の規定による年次有給休暇は対象としないが、失効年次有給休暇を積み立てて不妊治療のために利用できる制度は対象とすること。

なお、多目的休暇や利用目的を限定しない休暇、失効年次有給休暇の積立の場合は、不妊治療のために制度を利用したことが確認できない日数は算定しないものであること。

(ロ) 短時間勤務制度

1日の所定労働時間を1時間以上短縮する制度であり、下記a及びbを満たすこと。

なお、不妊治療のために利用したことが確認できない日数は算定しないものであること。

a 制度利用期間の時間当たりの基本給等(職務手当及び資格手当等の諸手当、賞与を含む。)の基準が制度利用前より下回っていないこと。

b 短時間勤務の利用に当たって、正規雇用労働者であった者が、それ以外の雇用形態に変更されていないこと(本人の希望によるものも含む。)

(ハ) 所定外労働制限制度、時差出勤制度、フレックスタイム制及びテレワーク

不妊治療のために利用したことが確認できない日数は算定しないものであること。

0302 長期休暇の加算

上記0301に該当する事業主については、0301に加えて、0203に定める不妊治療休暇を一の年度(各年の4月1日から翌年の3月31日まで)内に20日以上連続して取得させ、当該休暇取得後、対象労働者を原則として原職等に復帰させ3か月間継続勤務させた場合に加算する。

ただし、対象労働者の希望により原職等と異なる職務(0207ハの職制上の地位を含む。)で復帰する場合であって、当該希望がプランの面談記録により確認できる場合は助成金の対象とすること。

また、対象労働者について、不妊治療休暇取得の開始日から申請日において雇用保険被保険者として継続雇用していること。

0303 不支給要件

支給対象事業主からの支給申請であっても、共通要領 0303 に定めるもののほか、次に該当する場合には助成金を支給しないものとする。

支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、男女雇用機会均等法（昭和47年法律第113号）、労働施策総合推進法（昭和41年法律第132号）、女性活躍推進法（平成27年法律第64号）、パートタイム・有期雇用労働法（平成5年法律第76号）、育児・介護休業法（平成3年法律第76号）及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）の重大な違反があることにより、当該事業主に助成金を支給することが適切でない認められる場合

0304 支給額

0301を満たす場合や0302を満たす場合は、それぞれ次の額を支給する。

ただし、1 中小企業事業主当たり、一の年度（各年の4月1日から翌年の3月31日まで）において支給するものである。

なお、共通要領0302に規定する生産性要件を満たす場合は、括弧内の額を支給する。

イ 環境整備、休暇の取得等（0301を満たす場合）

中小企業事業主 28.5万円（36万円）（1回限り）

ロ 長期休暇の加算（0302を満たす場合）

中小企業事業主 28.5万円（36万円）（1回限り）

イの対象労働者について、ロの支給要件を満たす場合は、ロの対象労働者ともすることができる。

0400 支給申請

0401 支給申請書の提出

本助成金の支給を受けようとする事業主は、共通要領0402に沿い、人事労務管理の機能を有する部署が属する事業所（以下「本社等」という。）の所在地の管轄労働局長に支給申請書類を提出するものとする。

ただし、既に当該申請を行ったことのある事業主で、「提出を省略する書類についての確認書（不妊治療両立支援コース）」（【不】様式第3号）に該当する書類について、既に提出している内容に変更がない場合は、その旨を当該確認書に記載の上、当該確認書を支給申請書（【不】様式第1号）に添付することにより、一部の書類の提出を省略することができること。

0402 申請書類

0301を申請する場合については、対象労働者の不妊治療休暇・両立支援制度の利用期間が合計して5日を経過する日の翌日から2か月以内に「両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）支給申請書」（【不】様式第1号①）及び「両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース（環境整備、休暇の取得等））支給申請書」（【不】様式第1号②）を、0302を申請する場合については、対象労働者の不妊治療休暇終了日の翌日から起算して3か月が経過する日の翌日から2か月以内に「両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）支給申請書」（【不】様式第1号①）及び「両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース（長期休暇の加算））支給申請書」（【不】様式第1号③）を、それぞれ管轄労働局長に提出しなければならない。

支給申請書を提出する事業主は、支給要件確認申立書（共通要領様式第1号）とともに、0301を申請する場合には次のイからトの書類の写しを、0302を申請する場合には、これに加えチの書類の写しを添付しなければならない。

イ 不妊治療と仕事との両立を支援する企業トップの方針

不妊治療休暇・両立支援制度を利用しやすい職場風土の取組として、企業トップが制度の利用促進についての方針を労働者に周知していることを確認できる書類（周知日が確認できるもの。例：方針が記載された書面について全労働者へメール送信、回覧、掲示、配付等により周知した場合、日付が確認できるもの（メール送信、回覧の場合は労働者に送信・回覧されたことが確認できるもの、社内に掲示した場合は写真等）

ロ 労働協約又は就業規則及び関連する労使協定

不妊治療休暇・両立支援制度を規定していることが確認できる書類

具体的には、本社等及び対象労働者が生じた事業所の労働協約又は就業規則（必要に応じ関連する労使協定）の該当部分

就業規則の作成及び労働基準監督署への届出義務のない常時10人未満の労働者を雇用する事業主の場合で、就業規則の作成・届出をしていない場合は、制度の措置が明文により定められており、労働者に周知されていることを確認できる書類（周知日が確認できるもの。例：明文化された書面について全労働者へメール送信、回覧、掲示、配付等により周知した場合、日付が確認できるもの（メール送信、回覧の場合は労働者に送信・回覧されたことが確認できるもの、社内に掲示した場合は写真等）や労働者代表の氏名及び周知日が確認できる申立書等）を添付すること。

- ハ 不妊治療と仕事との両立のための社内ニーズの調査
労働者を対象に、不妊治療と仕事との両立のためのニーズを調査したことが確認できる書類（例：社内アンケート調査票、自己申告書、調査結果の集計票、結果報告書等）
- ニ 対象労働者に係る「不妊治療と仕事との両立支援 面談シート兼不妊治療両立支援プラン」（【不】様式第2号）
- ホ 対象労働者の不妊治療休暇・両立支援制度の利用実績
対象労働者について不妊治療休暇・両立支援制度の利用実績が合計5日（回）であることが確認できる書類（例：出退勤記録簿、タイムカード等）
なお、テレワークにあつては、テレワーク申出書及び実施報告書又は当該書類に準じて事業主が定めた書類等
- ヘ 対象労働者の雇用形態及び制度利用期間の所定労働日
対象労働者の雇用形態が確認できる書類（労働条件通知書、雇用契約書等）
対象労働者が不妊治療休暇・両立支援制度の利用開始から利用実績が合計して5日（回）を経過する日までの所定労働日及び所定労働時間が確認できる書類（例：雇用契約書、労働条件通知書、会社カレンダー、勤務シフト表等）
- ト 対象労働者が短時間勤務制度を利用した場合の賃金
制度利用期間中の時間当たりの基本給等の基準が制度利用前を下回っていないことが確認できる書類（短時間勤務制度利用前及び利用期間中の賃金台帳（制度利用前1か月分及び制度利用期間5日（回）分の賃金台帳）、賃金の取扱いを定めた規定）
短縮した時間分の賃金を減額している場合は、減額計算について説明した資料（任意様式）
- チ 長期休暇の加算を申請する場合は、上記に加えて、以下の書類を提出しなければならない。
- (イ) 対象労働者が不妊治療休暇を連続して20日取得したことが確認できる書類（例：出退勤記録簿、タイムカード等）
- (ロ) 対象労働者の雇用形態及び不妊治療休暇取得期間の所定労働日
対象労働者の雇用形態について、休暇前及び申請日について確認できる書類（労働条件通知書、雇用契約書等）
また、対象労働者が休暇を開始後、連続して20日取得した日までの所定労働日が確認できる書類（例：雇用契約書、労働条件通知書、会社カレンダー、勤務シフト表等）
- (ハ) 対象労働者が不妊治療休暇から復帰した日から3か月分の就業実績が確認できる書類（例：出退勤記録簿又はタイムカード及び賃金台帳）
- (ニ) 対象労働者が復帰後に短時間勤務を利用した場合は、制度利用期間中の時間当たりの基本給等の水準及び当該水準が制度利用前を下回っていないことが確認できる書類（短時間勤務制度利用前及び利用期間中の賃金台帳、賃金の取扱いを定めた規定）
- (ホ) 対象労働者が不妊治療休暇から復帰した日から3か月分の所定労働日が確認できる書類（就業規則、雇用契約書、労働条件通知書、会社カレンダー、勤務シフト表等）
- リ その他
疑義が生じた場合に必要に応じ求めることがある、不妊治療を受けるための病院の受診日、必要な治療期間、受診した病院名が確認できる書類（医師等が交付する証明書類。例：診断書、不妊治療連絡カード等）

0403 支給申請書の受付

共通要領0402に定めるもののほか、郵送（配達記録が残るものに限る。）により提出されたものについては、消印の日付が申請期間内であっても、管轄労働局への到達日が申請期限を徒過していた場合には申請期間内に申請されたとは認められないこと。

0500 支給決定

0501 支給決定等の通知

管轄労働局長は、助成金の支給の決定をした場合は、「両立支援等助成金支給決定通知書」（両立等共通様式第1号）により、また、不支給の決定をした場合は、「両立支援等助成金不支給決定通知書」（両立等共通様式第2号）により申請事業主に通知するものとする。

また、共通要領 0703 に定める不支給措置期間の通知は、「両立支援等助成金不支給措置期間通知書」（両立等共通様式第3号）により当該事業主に通知するものとする。

0600 返還

0601 返還

管轄労働局長は、助成金の支給を受けた事業主が共通要領0801に定めるもののほか、支給要件を満たしていなかったことが支給後に判明した場合は、「両立支援等助成金支給決定取消・返還通知書」（両立等共通様式第4号）により、支給した助成金の全部又は一部に係る助成金の支給決定を取り消す決定を行い、それを返還させるものとする。

0701 施行期日

- イ 本要領は、令和3年4月1日から施行する。
- ロ 令和3年3月31日付け職発0331第25号、雇均発0331第5号、開発0331第6号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和3年4月1日から施行する。
- ハ 令和3年8月11日付け雇均発0811第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和3年8月11日から施行する。
- ニ 令和4年3月31日付け職発0331第55号、雇均発0331第12号、開発0331第44号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和4年4月1日から施行する。

0702 経過措置

令和4年3月31日までに不妊治療休暇・両立支援制度の利用を開始し、令和4年4月1日以降に当該制度を合計して5日以上利用した対象労働者（不妊治療休暇を20日以上連続して取得した者を含む。）に係る助成金の支給については、令和4年3月31日付け職発0331第55号、雇均発0331第12号、開発0331第44号「雇用安定事業の実施等について」による改正前の規定を適用する。この場合において、改正前の規定の「一の年度（各年の4月1日から翌年の3月31日まで）」は「令和3年4月1日から令和5年3月31日まで」と読み替える。